#### 第3号様式(第6条第1項関係)

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議	・報告部課					

平成30年2月5日

## 会議結果報告書(行政経営戦略会議)

1	日時	及で	ド場所	ŕ
1	ᆸᄞᅑ	$\prime$ X U		

平成30年2月5日(月)	午前9時30分~	本庁舎3階特別会議室	

2 出席者

総務課 齊藤主査、久古主査

3 件名

会計年度任用職員制度の対応スケジュールについて

- 4 会議結果
  - □ 案のとおり決定する。
  - □ 一部修正の上、決定する。
  - □ 継続して検討する。
  - □ 案を否決する。
  - 報告を了承する。
- 5 会議内容
- ・制度変更に伴う影響額はどの程度になるか。
- ⇒現段階で全体の影響額は把握していない。
- ・今と同じ人数を雇用すると経費が大幅に増額となるため、臨時・非常勤職員の必要性について十分検討して欲しい。
- ⇒それぞれの職の業務量などを把握して担当課に十分検討していただく。
- ・扶養の範囲内などで勤務をしている人もいるため、制度変更に伴って、人材の確保、 特に保育士の確保に努めていく必要がある。
- ・窓口業務の委託について、臨時・非常勤職員の雇用との費用対効果を踏まえて検討していく必要がある。
- ・臨時・非常勤職員に係る実態調査をする際は、現在の臨時・非常勤職員に係る経費と会計年度任用職員制度移行後の経費を資料に明記して検討材料の一つにしてもらいたい。

# 報告書(行政経営戦略会議)

# 部課名 <mark>総務部総務課</mark>

件 名	会計年度作	£用職	員制度の対応スケ	ジュー	ルについて		
	<趣旨> ・臨時・非常 地方自治治 ・改正法で 時的任用耶	対いのは、対して、対し、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対し、は、対	員の適正な任用・第部を改正する法律( ・用、服務規律等の 任用要件の厳格化を創設することとなっ	が務条 以下 整備を を行う	件を確保する 「改正法」と で図るとともいため、平成	ナるため いう。) に、特別 32年度	り、地方公務員法及び が公布された。 別職非常勤職員及び臨 まから一般職の会計年 ケジュールについて報
	<ul> <li>(地方自治体が実施すべき事項とスケジュール&gt;</li> <li>(平成30年2月中】</li> <li>●臨時・非常勤職員の実態の把握</li> <li>【平成30年度上半期】</li> <li>●臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化の検討・特別職非常勤職員の任用の適正確保・臨時的任用の適正確保・臨時・非常勤の職の再設定</li> </ul>						
内容					討		
		支任用	職員制度の整備 件等の設計				
	·条例、規	<b>E任用</b>	半期】 職員制度の整備 の制定・改正(平成:	31年6	月議会上和	星)	
部内会議や 関係課等と の調整結果 (主な意見・ 懸案事項)	特になし						
	別添(案)∂	)とお!	)				
スケジュール	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)
	条例規則	1.4	条例改正·規則等制定(H3		報道発表	無	
	議会説明		議員全員協議会(H31.	5月)	広報・HP等	無	
	市民参加	無		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		,	
			開□非公開□部			(	まで)
			自治法、地方公務員				
参考情報	関係課	品 时 <sup>°</sup>	非常勤職員を雇用			佰	<b>土</b> ጠ)
	事業費		千	7 (	ち特定財活	<b></b>	千円)

# 会計年度任用職員制度について

# I 改正法の趣旨等

#### 第1 改正法の趣旨

地方公務員の臨時・非常勤職員については、総数が平成28年4月現在で約64万人と増加しており、また、教育、子育て等様々な分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっていること。このような中、<u>臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められており、今般の改正を行う</u>ものであること。

改正法の内容としては、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであること。併せて、会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とするものであること。

以上の改正に基づき、従来、制度が不明確であり、地方公共団体によって任用・勤務 条件に関する取扱いが区々であったのに対し、統一的な取扱いが定められることにより、 今後の制度的な基盤を構築するものであること。

#### 第2 臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化

## 1 任用根拠の明確化・適正化

個々具体の職の設定に当たっては、就けようとする職の職務の内容、勤務形態等に応じ、「任期の定めのない常勤職員」、「任期付職員」、「臨時・非常勤職員」のいずれが適当かを検討すべきであること。

その上で、臨時・非常勤の職として設定する場合には、当該職員の服務、勤務条件等が任用根拠に従って法令等で定められることにかんがみ、以下の区分ごとに任用根拠の趣旨に基づいて行うものとし、かつ、いずれの任用根拠に位置づけるかを明確にすること。

- (1) 会計年度任用職員(改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」 という。)第17条及び第22条の2)
- (2) 臨時的任用職員(新地方公務員法第22条の3)
- (3) 特別職非常勤職員(新地方公務員法第3条第3項)

特に、従来の特別職非常勤職員及び臨時的任用職員については、対象となる者の要件が厳格化されたことから、会計年度任用職員制度への必要な移行を進めることにより、臨時・非常勤職員全体として任用根拠の適正化を図るべきであること。

その際、以下の事項について、留意すること。

# 2 臨時・非常勤の職の設定に当たっての基本的な考え方

各地方公共団体においては、組織として最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況にあっても、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要であること。その際、ICTの徹底的な活用、民間委託の推進等による業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現することを目指すべきであること。

このため、臨時・非常勤の職の設定に当たっては、現に存在する職を漫然と存続するのではなく、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に努めるべきであること。

## 3 常勤職員と臨時・非常勤職員との関係

各地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心と するという原則を前提とすべきであること。

この常勤職員が占める常時勤務を要する職と、非常勤の職については、改正法施行後は、以下のとおりとすること。

- (1) 常時勤務を要する職
  - 以下の①及び②の要件をいずれも満たすものであること。
- ① 相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職であること(従事する業務の性質に関する要件)
- ② フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職であること (勤務時間に関する要件)
- (2) 非常勤の職

常時勤務を要する職以外の職であり、「短時間勤務の職(上記(1)①を満たすが、 上記(1)②は満たさないもの)」を含むものであること。

このため、「会計年度任用の職」は、非常勤の職のうち、常勤職員が行うべき業務(相当の期間任用される職員を就けるべき業務)に従事する「短時間勤務の職」を除いたものと定義され、その職務の内容や責任の程度については、常勤職員と異なる設定とすべきであること。また、標準的な業務の量に応じ、フルタイムの職と、パートタイムの職があること。

なお、任用根拠の見直しに伴い、職の中に常勤職員が行うべき業務に従事する職が存在することが明らかになった場合には、臨時・非常勤職員ではなく、任期の定めのない常勤職員や任期付職員の活用について、検討することが必要であること。

# 4 会計年度任用職員以外の独自の一般職非常勤職員の任用を避けるべきこと

上記第1のとおり、地方公務員の臨時・非常勤職員については、一般職の非常勤職員制度が不明確な中、制度の趣旨に沿わない任用が見受けられ、また、勤務条件に関する課題も指摘されているところであること。このため、その適正化を図る観点から、新地方公務員法上、一般職の会計年度任用職員を明確に定義し、任用や服務規律等を定めるとともに、それに伴って、期末手当の支給を可能とするものであること。

このような改正法の趣旨を踏まえると、一般職として非常勤職員を任用する場合には、会計年度任用職員として任用することが適当であり、会計年度任用職員以外の独自の一般職非常勤職員として任用することは、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨に沿わない不適当なもので、避けるべきであること。

# 5 会計年度任用職員制度への移行に当たっての考え方

特別職非常勤職員及び臨時的任用職員から会計年度任用職員制度に移行するに当たっては、これまで要綱等により事実上対応してきた任用・勤務条件について、任期の定めのない常勤職員との権衡の観点から改めて整理を行い、条例、規則等への位置づけを検討することが必要となること。

なお、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、特別職非常勤職員及 び臨時的任用職員から会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図ること は、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨に沿わないものであること。

#### 第3 任期付職員の活用

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条又は第5条に基づく任期付職員については、常勤職員が行うべき業務に従事する者として位置づけられ、3年ないし5年以内という複数年の任期を設定できるものであり、災害復旧・復興事業への対応をはじめ様々な分野で活用されていること。このため、今後とも職務の内容に応じて適切に活用いただきたいこと。

# Ⅱ 地方公務員法の一部改正

# 第1 会計年度任用職員制度の創設

# 1 定義 (第22条の2第1項)

「会計年度任用の職」を「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(新地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。)」と、当該「会計年度任用の職」を占める職員を会計年度任用職員と定義するものであること。

会計年度任用職員については、パートタイムのもの(一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの)と、フルタイムのもの(一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの)の2つの類型を設けたところであること。

#### 2 名称

会計年度任用職員の公募や任用に当たっては、当該職員の服務、勤務条件の内容等を明らかにするため、会計年度任用職員としての任用であることを明示すべきものであること。

一方、実際の公募に際し、個々の職に対して具体的にどのような呼称を用いるかについては、各地方公共団体において適切に判断すべきものであること。

# 3 採用方法 (第22条の2第1項)

会計年度任用職員の採用方法については、常勤職員と異なり、競争試験を原則とするまでの必要はないと考えられるため、競争試験又は選考とし、具体的には、面接や書類選考等による適宜の能力実証によることが可能であること。

#### 4 条件付採用 (第22条の2第7項)

非常勤職員を含む全ての一般職の職員について条件付採用を適用することとした上、会計年度任用職員の条件付採用期間について、常勤職員が6月のところ、1月とする特例を設けるものとすること。

また、再度の任用の場合には、あくまで新たな職に改めて任用されたものと整理されるものであり、任期の延長とは異なることから、改めて条件付採用の対象とし、能力の 実証を行うことが必要であること。

# 5 任期 (第22条の2第2項)

会計年度任用職員の任期については、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、任命権者が定めるものとすること。

この際、従来の取扱いと同様、当該非常勤の職と同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、同一の者が、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはありうるものであること。

# 6 いわゆる「空白期間」の適正化(第22条の2第6項)

会計年度任用職員の任期の設定については、基本的には、各地方公共団体において適切に判断されるべきものであること。

しかしながら、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするため、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間(いわゆる「空白期間」)を設けることは適切ではないこと。また、任用されていない者を事実上業務に従事させる場合、公務上重大な問題を生じるおそれがあること。

このため、新地方公務員法においては、任期について、国の期間業務職員に関する人事院規則も参考とし、「職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるもの」とする配慮義務に係る規定を設けたところであり、不適切な「空白期間」の是正を図るべきものであること。

# 7 営利企業への従事等の制限(第38条関係)

フルタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象としたが、パートタイムの会計年度任用職員については、対象外としたものであること。これに対して、パートタイムの会計年度任用職員については、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用となることに留意が必要であること。

なお、営利企業への従事等の制限以外の新地方公務員法上の服務については、上記を 含め、会計年度任用職員に対して例外なく適用され、これに違反する場合には懲戒処分 等の対象となるものであること。

# 8 職員団体・交渉

会計年度任用職員については、新地方公務員法に定める常勤職員と同様の勤務条件に関する交渉制度が適用され、これに伴う代償措置としては、勤務条件条例主義、人事委員会又は公平委員会に対する措置要求、審査請求等が認められるものであること。

## 9 勤務時間 (第22条の2第1項)

会計年度任用職員の勤務時間の設定については、一般的に、職務の内容や標準的な職務量に応じ適切に行う必要があること。

また、会計年度任用職員について、フルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は、柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するため、職務の内容等に応じて、積極的な活用を検討すべきであること。

なお、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、 適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨に沿わないものであること。

#### 10 休暇・休業

会計年度任用職員の休暇については、労働基準法に定める年次有給休暇、産前産後休業、育児時間及び生理休暇を制度的に設けるとともに、国の非常勤職員との権衡から必要な休暇を設けるなど、確実に制度の整備を行うべきであること。

加えて、会計年度任用職員の育児休業については、地方公務員の育児休業等に関する 法律が適用され、対象となる職員の要件等を条例で定めることが必要となることから、 確実に育児休業に係る条例の整備を行うべきであること。

## 11 その他

#### (1) 人事行政の運営等の公表 (第58条の2関係)

フルタイムの会計年度任用職員については、その任用や勤務条件等に関し、任命権者から地方公共団体の長に対する報告や、長による公表等の対象に追加したものであること。

これは、フルタイムの会計年度任用職員は、給料、旅費及び一定の手当の支給対象となり、人件費の管理等の観点から適正な取扱いを確保する必要があることを勘案したものであり、公表等に当たってはその趣旨を踏まえて実施されたいこと。

#### (2) 制度の周知

勤務条件をあらかじめ明示するという観点等から、現に任用されている臨時・非常勤職員に対し、会計年度任用職員に係る任用・勤務条件の内容等について周知を図るべきであること。

# 第2 特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用の適正確保

# 1 特別職非常勤職員の任用の適正確保(第3条第3項関係)

特別職のうち「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職」については、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うもの」に限定するものとすること。これにより、当該限定された職以外の職については、当該任用根拠により任用することはできないものであること。

なお、投票管理者等については、従来は、「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職」に該当するものとされていたが、その職権行使の独立性の高さなどの特殊性にかんがみ、独立の類型として整理し、明確化したものであること。

# 2 臨時的任用の適正確保 (第22条の3関係)

臨時的任用については、国家公務員の取扱いを踏まえ、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」に該当することを新たに要件に加え、その対象を限定することとしたこと。したがって、臨時的任用職員については、フルタイムで任用され、常勤職員が行うべき業務に従事するとともに、給料、旅費及び一定の手当が支給されること。このため、「非常勤の職」に欠員を生じた場合には任用することができないことから、「常勤職員が行うべき業務以外の業務に従事する職」又は「パートタイムの職」への任用は認められないこと。

また、臨時的任用職員のいわゆる「空白期間」の取扱いについては、会計年度任用職員と考え方は同様であり、不適切な「空白期間」の是正を図るべきものであること。

さらに、臨時的任用の任期が改正法の施行日をまたがる場合に対応した経過措置については、施行日前に行われた臨時的任用のうち、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」に限定しているものであること(改正法附則第3条)。

## Ⅲ 地方自治法の一部改正

#### 第1 会計年度任用職員に対する給付(第203条の2及び第204条関係)

フルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び一定の手当の支給対象とし、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とするものであること。

会計年度任用職員に対する給与については、フルタイム、パートタイムにかかわらず、

新地方公務員法第 24 条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に定めるべきものであること。

また、通勤に係る費用については、平成26年7月4日付総務省自治行政局公務員部長通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」(総行公第59号)では費用弁償として支給できることを示していたが、通勤手当又は費用弁償として、適切に支給すべきものであること。加えて、時間外勤務手当又はこれに相当する報酬については、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じた場合には、適切に支給すべきものであること。

さらに、期末手当については、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨 や、国の非常勤職員において期末手当の支給が進んでいることを踏まえると、適切に支 給すべきものであること。

また、期末手当の具体的な支給方法については、常勤の職員との権衡なども踏まえつ つ、制度の詳細について検討することとしていること。

また、今後、国の非常勤職員の取扱い等を踏まえ、支給すべき手当等について明示する考えであるが、それ以外の手当については支給しないことを基本とすべきであること。

#### 第2 その他

「常勤の職員」(改正法による改正後の地方自治法(以下「新地方自治法」という。) 第204条第1項)のうち一般職に属する職員については、新地方公務員法における「常時勤務を要する職」を占める職員と同義であり、「非常勤の職員」(新地方自治法第203条の2第1項)のうち一般職に属する職員については、新地方公務員法における「非常勤の職」を占める職員と同義であること。

これは、兼職禁止(新地方自治法第92条第2項、第141条第2項及び第196条第3項)及び定数(新地方自治法第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項)における「常勤の職員」及び「非常勤の職」についても同様であること。

# Ⅳ 改正法附則

#### 第1 施行期日

改正法は、原則として平成 32 年 4 月 1 日から施行されるものであること(改正法附 則第 1 条)。

## 第2 施行のために必要な準備及び措置、総務大臣による技術的な助言又は勧告等

改正法の施行に当たっては、新地方公務員法の規定による地方公務員の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び新地方自治法の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者が行う必要な準備及び地方公共団体の長が講ずるべき措置について、総務大臣が技術的な助言又は勧告をするものとされていること(改正法附則第2条第2項)。

これを踏まえ、公布通知及び本通知でお知らせした事項のほか、改正法の運用上の留意事項その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項について、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」(仮称)を定め、別途通知することを予定していること。→通知済み

2特別職 非常勤の職 4)会計年度任用職員 左記以外の業務に従事 4)会計年度任用職員 会計年度任用の (パートタイム) (ファダイム) 参照) 参照) 「職」の整理 参照) 勤務時間の要件 2 (2) 2 (1) 2 (3) က フルタイム パートタイム (とすべき標準的な業務の量) 特別職非常勤職員が従事すべき業務・・・ 一般職の職員が従事すべき業務・・・・・・ ◎臨時的任用職員 「相当の期間任用される職員」を就けるべき業務に従り 任期の定めのない常勤職員 計年度任用職員 …… 任期付職員 再任用職員 任期付短時間職員 再任用短時間職員 臨時的任用職員……… **一** 表稱 邻 **(V)**  $\odot$ 4 常時勤務を要する職 従事する業務の性質に関する要件

イ 新地方公務員法第3条第3項第3号に該当する職 新地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる職については、 上記アのとおり解釈すべきものですが、法令に基づき設置され ている職種等のうち新地方公務員法第3条第3項第3号に該 当するものについては、事務の種類ごとに以下のとおり整理されます。

該当する事務	該当する者の職種等				
i )助言	○顧問				
	○参与				
	○学校薬剤師(学校保健安全法第23条)				
	○学校評議員(学校教育法施行規則第49条)				
ii )調査	○地方自治法第100条の2第1項に規定する議				
	会による議案調査等のための調査を行う者				
	○統計調査員(統計法第14条)				
	○国民健康・栄養調査員(健康増進法第12条)				
	○保険審査会専門調査員(介護保険法第188条)				
	○建築物調査員(建築基準法第12条)				
	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援				
	するための法律第103条第1項に基づき調査				
	を行う者				
	○介護保険法第194条第1項に基づき調査を行				
	う者				
	○土地改良法第8条に基づき調査を行う者				
	○鳥獣被害対策実施隊員(鳥獣による農林水産業等				
	に係る被害の防止のための特別措置に関する法				
	律第9条)				
iii)診断	○学校医(学校保健安全法第23条)				
	○学校歯科医(学校保健安全法第23条)				
	○産業医(労働安全衛生法第13条)				
iv)総務省令で	○斡旋員(労働関係調整法第12条第1項)				
定める事務					

上表のとおり、法令に基づき設置されている職種等における特別職非常勤職員の範囲について限定することとしています。 このため、地方公共団体が独自に設置する職種等に係る特別職非常勤職員についても、同様に限定的な取扱いとし、適正な 任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿ったものとなるよう、適切に判断いただく必要があります。

- ウ 新地方公務員法第3条第3項第3号の2に該当する職地方自治法第203条の2において報酬と費用弁償を支給すべき対象として規定されている、公職選挙法(以下「公選法」という。)、最高裁判所裁判官国民審査法(以下「国審法」という。)及び日本国憲法の改正手続に関する法律(以下「憲法改正手続法」という。)に規定されている下記の者は、旧地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員と解されてきました。
  - 投票管理者(公選法第37条、国審法第12条、憲法改正 手続法第48条)
  - ・開票管理者(公選法第61条、国審法第19条、憲法改正 手続法第75条)
  - 選 挙 長(公選法第75条)
  - 投票立会人(公選法第38条、国審法第12条、憲法改正 手続法第49条)
  - 開票立会人(公選法第62条、国審法第19条、憲法改正 手続法第76条)
  - •選挙立会人(公選法第76条)

また、地方自治法に列挙されている者以外にも、下記のとおり、選挙、国民審査及び国民投票に関する事務に従事する者が現行法令上存在しており、これらについても旧地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員と解されてきたところです。

- •選挙分会長(公選法第75条第2項)
- •審査分会長(国審法第27条第2項)
- •審查分会立会人(国審法第27条第4項)
- •国民投票分会長(憲法改正手続法第89条第1項)
- 国民投票分会立会人(憲法改正手続法第90条)

改正法においては、選挙等に関する事務を行うこれらの者を、 その職権行使の独立性の高さなどの特殊性を踏まえ、新地方公 務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員とは別の類型として整理し、明確化したものです。

さらに、総務省令で定める者の職としては、

- ・公職選挙法施行令(以下「公選令」という。)第56条第3項(公選令第57条第3項において準用する場合を含む。)の規定により不在者投票管理者である市区町村選挙管理委員会の委員長が立ち会わせることとした不在者投票立会人の職
- ・公選法第49条第9項及び憲法改正手続法第61条第9項 に規定する市区町村選挙管理委員会が選定した者(いわゆる「外部立会人」)のうち、市区町村選挙管理委員会が任命 するものの職

を規定することとしています。

# ② 特別職から一般職へ移行する職

改正法により、特別職非常勤職員の職として存置すべき職(職種)が上記①のとおり整理されることを踏まえ、例えば、事務補助職員や学校の講師、保育所保育士、給食調理員、図書館職員、勤務医、看護師、清掃作業員、消費生活相談員などが特別職非常勤職員の職として設定されている場合には、上記①の考え方を踏まえ、会計年度任用職員制度に移行することとなります。

このほか、特別職から一般職に移行するものとしては、以下のようなものがありますので、留意ください。

# 【教育委員会関係(主なもの)】

- · 外国語指導助手 (ALT)
- ・医療的ケアのために置かれる看護師、言語聴覚士、作業療法 士、理学療法士、就労支援コーディネーター及び特別支援教育 支援員等の特別支援教育関係の外部人材
- 部活動指導員
- 公民館長及び公民館職員(非常勤のもの)
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

# 【警察本部関係(主なもの)】

- 警察安全相談員
- 交番相談員
- ・スクールサポーター

- 少年補導職員
- 被害回復アドバイザー
- 社会復帰アドバイザー
- 生活相談員

# (3) 臨時的任用の適正確保

① 改正法の趣旨

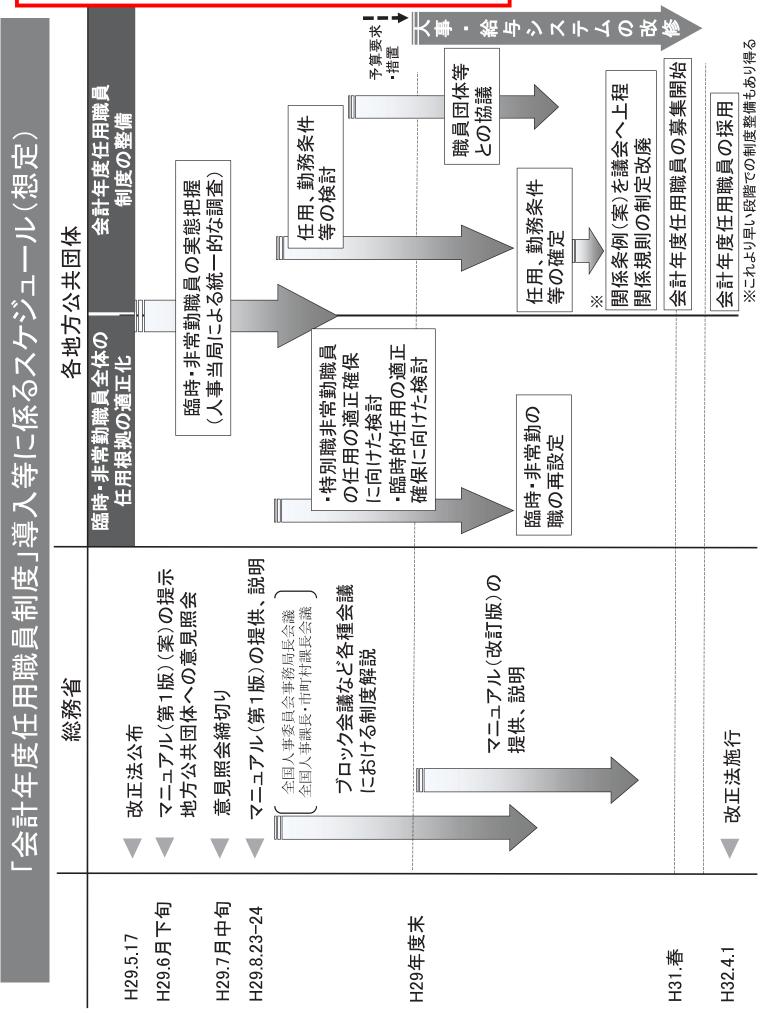
新地方公務員法第22条の3第1項又は第4項に基づく臨時的任用は、下記のいずれかの場合に該当し、かつ、新地方公務員法第17条に基づき正規の任用の手続を経るいとまがないときに、公務の円滑な運営に支障を来すことがないよう、特例として認められるものです。

- i) 緊急の場合
- (例) 災害発生時に正規の職員を補充するまでとりあえず要員を 充足する必要がある場合
- ii) 臨時の職に関する場合
- (例) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想 される職に関する場合
- iii) 採用候補者名簿や昇任候補者名簿がない場合
  - (例) 人事委員会等を置く地方公共団体においてその職に関する 名簿がない場合であり、競争試験が行われなかった場合、名 簿は作成されたが名簿登載者が全て任用された場合、残りの 候補者全てが採用を辞退した場合

臨時的任用は新地方公務員法第15条の2第1項第1号に規定する「採用」の定義から除外されており、法律上は、任用に当たって競争試験又は選考による厳格な能力実証を求められないものとなっています。

そのため、もし仮に臨時的任用が濫用されるようなことがあれば、新地方公務員法に定める成績主義の原則を乱し、任用制度の適正な運用を阻害するおそれが大きいので、法律上、臨時的任用を行い得る場合やその方法、期間等について、厳格な制限が設けられているところです。一方で、臨時的任用職員は、緊急の場合等に限って任用されるものであること等から、地方公務員育児休業法について適用除外となっていることにも留意が必要です。

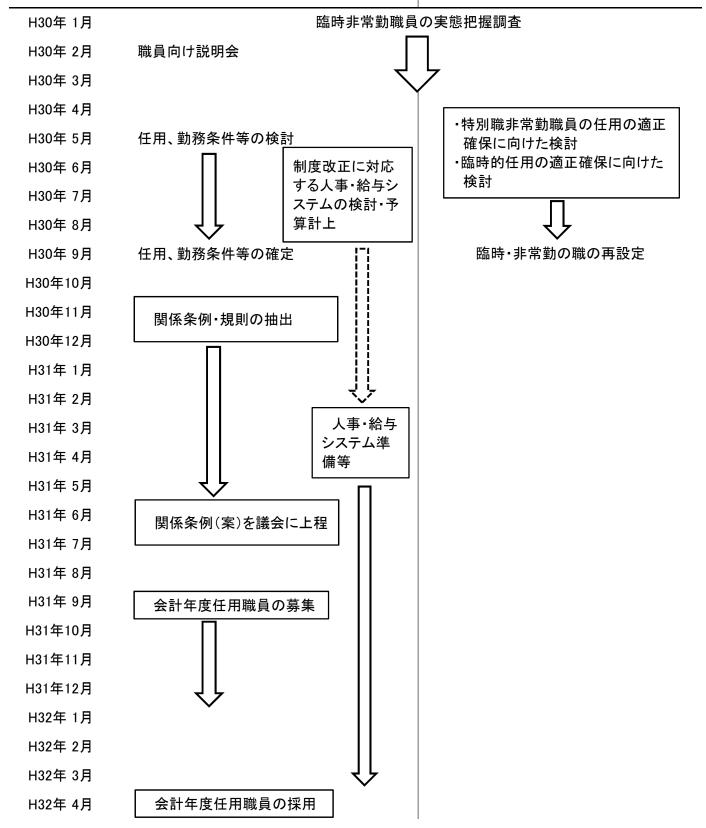
こうしたことから、改正法においては、国家公務員の取扱いを踏まえ、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」に該当することを新たに要件に加え、常勤職員の任用を予定し得る地位に現に



# 「会計年度任用職員制度」導入にかかるスケジュール(案)

会計年度任用職員制度の整備

臨時・非常勤職員全体の任用根拠の適正化



白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋)

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法第180条の5に掲げる委員会の委員長及び委員については、別表第1に掲げる額
- (2) 法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関の委員その他の構成員については、別表第2に掲げる額
- (3) 投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人については、別表第3に掲げる額
- (4) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員については、別表第4に掲げる額

#### 別表第1(第2条第1号関係)

,				
暗	職名			
教育委員会	委員	月額 40,000円		
選挙管理委員会	委員長	日額 7,300円		
	委員	日額 6,600円		
監査委員	知識経験者	月額 70,000円		
	議会選出委員	月額 41,000円		
農業委員会	会長	月額 50,000円		
	会長代理	月額 48,000円		
	委員	月額 45,000円		
	農地利用最適化推進委員	月額 40,000円		
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 7,300円		
	委員	日額 6,600円		

## 別表第2(第2条第2号関係)

職名	報酬の額	
白井市行政経営有識者会議	会長	日額 20,000円
	委員	日額 20,000円
白井市入札等監視委員会	委員長	日額 20,000円
	委員	日額 20,000円
白井市障害者介護給付認定審査会	会長	日額 23,600円
	委員	日額 20,400円

白井市予防接種健康被害調査委員会	委員長	日額	26,000円
	委員	日額	26,000円
介護認定審査会	会長	日額	23,600円
	委員	日額	20,400円
その他の附属機関	会長又は委員長	日額	7,300円
	委員その他の構成員	日額	6,600円

# 別表第3(第2条第3号関係)

職名	報酬の額
期日前投票所の投票管理者	1回につき 11,100円(投票管理者として従事した時間が投
	票時間の2分の1以内の場合にあっては、5,550円)
投票所の投票管理者	1回につき 12,600円(投票管理者として従事した時間が投
	票時間の2分の1以内の場合にあっては、6,300円)
開票管理者	1回につき 10,600円
選挙長	1回につき 10,600円
期日前投票所の投票立会人	1回につき 9,500円(投票立会人として従事した時間が投票
	時間の2分の1以内の場合にあっては、4,750円)
投票所の投票立会人	1回につき 10,700円(投票立会人として従事した時間が投
	票時間の2分の1以内の場合にあっては、5,350円)
開票立会人	1回につき 8,800円
選挙立会人	1回につき 8,800円

# 別表第4(第2条第4号関係)

職名		報酬の額
産業医	日額	26,000円
交通指導員	年額	26,000円
社会福祉法人会計指導監査員	日額	25,000円
家庭児童相談員	日額	9,000円
福祉施設サービス苦情相談員	日額	9,000円
障害者就労支援員	月額	120,000円
保育園医	年額	60,000円

	  日額 30,000円(健康診断を受ける児童が80人を超える
	場合にあっては、その超える児童1人につき375円を加算
	した額)
保育園歯科医	年額 60,000円
	日額 30,000円(健康診断を受ける児童が80人を超える
	場合にあっては、その超える児童1人につき375円を加算
	した額)
家庭的保育事業等会計指導監査員	日額 25,000円
ひとり親家庭自立支援員	日額 9,000円
生活保護嘱託医	日額 30,000円
市医	日額 30,000円
市歯科医	日額 30,000円
食生活改善推進員	年額 30,000円
母子保健推進員	年額 30,000円
生活環境指導員	年額 25,000円
職業紹介相談員	月額 117,000円
消費生活相談員	日額 8,000円
学校支援アドバイザー	日額 10,500円
学校薬剤師	日額 22,000円
学校評議員	年額 20,000円
学校医	年額 60,000円以内
	日額 30,000円(健康診断を受ける児童又は生徒が80人
	を超える場合にあっては、その超える児童又は生徒1人に
	つき375円を加算した額)
学校歯科医	年額 60,000円以内
	日額 30,000円(健康診断を受ける児童又は生徒が80人
	を超える場合にあっては、その超える児童又は生徒1人に
	つき375円を加算した額)
教育相談員	日額 9,000円
適応指導教室指導員	日額 9,000円

社会教育指導員	月額	88,000円
市史編さん委員	日額	10,000円
学習等供用施設所長	月額	200,000円以内
スポーツ推進委員	年額	35,000円
介護予防推進員	年額	25,000円
介護相談員	日額	6,600円

# <参考>

# 非常勤職員と会計年度任用職員の年間経費の比較

- <u>1 週 30 時間勤務の非常勤職員の年間支出見込み・・・1,635,446 円</u> 内訳①賃 金 1,252,800 円 (時給 870 円)
  - ②通 勤 手 当 50,400 円
  - ③社会保険料等 332,246 円

# 2 会計年度任用職員の年間支出見込み

会計年度任用職員の給与決定は、職務と類似する職務に従事する 常勤職員の属する職務の級の初号級を基礎として、職務経験等の要 素を考慮して定めるが、市の制度設計がこれからのため、次の条件で 積算する。

条件1: 給料は1級5号級(試験を受けない高校卒業程度の給与) 条件2: 期末手当は職員と同じ2.6月分で期間率は見込まない

- 2-1 週 30 時間勤務のパートタイム会計年度任用職員・・2,082,761 円内訳①報酬 1,337,760 円 (時給 929 円)
  - ②通 勤 手 当 50,400 円
  - ③期 末 手 当 289,848円
  - ④社会保険料等 404,753 円
- <u>2-2 フルタイム会計年度任用職員・・・・・・・ 2,772,931 円</u>
- 内訳①給 料 1,765,200 円
  - ②通 勤 手 当 50,400円
  - ③期 末 手 当 405,408円
  - ④地 域 手 当 105,912 円
  - ⑤共 済 費 446,011 円